様式第 16

施行規則第 12 条第 37 項の規定による確認書

番　　号
年　　月　　日

会 社 所 在 地
会　　社　　名
代表者の氏名　　殿

都道府県知事　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 12 条の規定に係る　　年　　月　　日付けの別添の報告については、下記の通り施行規則第 12 条第 37 項の確認をします。

記

1　確認を受けた報告者について

報告者の種別	□第一種特別贈与認定中小企業者	□第二種特別贈与認定中小企業者
	□第一種特別相続認定中小企業者	□第二種特別相続認定中小企業者
	□第一種特例贈与認定中小企業者	□第二種特例贈与認定中小企業者
	□第一種特例相続認定中小企業者	□第二種特例相続認定中小企業者
	□第一種贈与認定個人事業者	□第二種贈与認定個人事業者
	□第一種相続認定個人事業者	□第二種相続認定個人事業者
確認を受けた受贈者（相続人）の氏名		

2　確認をした内容について

□施行規則第 12 条第 1 項の報告に係る確認（経営承継贈与に係る年次報告）

□施行規則第 12 条第 3 項の報告に係る確認（経営承継相続に係る年次報告）

□施行規則第 12 条第 5 項の報告に係る確認（経営承継贈与に係る随時報告）

□施行規則第 12 条第 7 項の報告に係る確認（経営承継相続に係る随時報告）

□施行規則第 12 条第 9 項の報告に係る確認（合併に係る報告）

□施行規則第 12 条第 10 項の報告に係る確認（株式交換に係る報告）

□施行規則第 12 条第 11 項の報告に係る確認（経営承継贈与に係る臨時報告）

□施行規則第 12 条第 31 項の報告に係る確認（経営承継贈与に係る随時報告）

□施行規則第 12 条第 33 項の報告に係る確認（経営承継相続に係る随時報告）

（備考）

① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

② 報告書の写しを添付する。

③ 本様式における第一種特別贈与（相続）認定中小企業者に係る規定は、第二種特別贈与（相続）認定中小企業者、第一種特例贈与（相続）認定中小企業者、第二種特例贈与（相続）認定中小企業者、第一種贈与（相続）認定個人事業者又は第二種贈与（相続）認定個人事業者について準用する。

④ 施行規則第 12 条第 9 項又は第 10 項の規定に係る報告について、施行規則第 12 条第 37 項の確認を受けた場合には、第一種特別贈与認定中小企業者（第一種特別相続認定中小企業者）の地位を承継した報告者が、施行規則第 9 条第 2 項（第 3 項）各号（報告者が吸収合併存続会社等である場合にあっては施行規則第 10 条第 10 項（第 11 項）の規定による読替え後のもの、報告者が株式交換完全親会社等である場合にあっては施行規則第 11 条第 10 項（第 11 項）の規定による読替え後のもの）に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、当該第一種特別贈与認定中小企業者（第一種特別相続認定中小企業者）に係る認定は取り消されることがある。

⑤ 施行規則第 12 条第 9 項又は第 10 項の規定に係る報告について、施行規則第 12 条第 37 項の確認を受けた場合には、第一種特別贈与認定中小企業者（第一種特別相続認定中小企業者）の地位を承継した報告者は、承継前の第一種特別贈与認定中小企業者（第一種特別相続認定中小企業者）が受けた認定に係る贈与申告期限（相続申告期限）から 5 年間、当該贈与申告期限（相続申告期限）の翌日から起算して 1 年を経過するごとの日の翌日から 3 月を経過する日までに、施行規則第 12 条第 1 項（第 3 項）各号（報告者が吸収合併存続会社等である場合にあっては施行規則第 10 条第 10 項（第 11 項）の規定による読替え後のもの、報告者が株式交換完全親会社等である場合にあっては施行規則第 11 条第 10 項（第 11 項）の規定による読

替え後のもの）に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

（記載要領）

申請者が個人である場合には、記名欄には住所及び氏名を記載する。